

平成31年度利用者負担（保育料）「みなし寡婦（夫）控除」適用申出書

年 月 日

川口市長 あて

申請者

住 所

申請者

氏 名

児童名

在籍施設名

利用者負担（保育料）の算定において、「みなし寡婦（夫）控除」の適用を受けたく申出いたします。

みなし寡婦（夫）控除確認表

以下の①～⑤を確認し、該当するものにチェックしてください。

- | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|----|--------------------------|-----|
| ① 川口市に住民票がある、またはDV避難者である | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| ② 婚姻歴がない | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| ③ お子さんの扶養を取っている | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| ④ 利用者負担（保育料）が賦課されている | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| ⑤ 総所得が500万円以下である | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |

母子家庭の方 → ①～④すべてが「はい」となりましたら、平成31年度利用者負担（保育料）「みなし寡婦（夫）控除」適用申出書を提出してください。

父子家庭の方 → ①～⑤すべてが「はい」となりましたら、平成31年度利用者負担（保育料）「みなし寡婦（夫）控除」適用申出書を提出してください。

【留意事項】

※婚姻歴があるひとり親の方は、寡婦（夫）控除が適用されるか否かは税務署にお問合せください。なお、現在寡婦（夫）控除を受けておらず、修正申告をされた場合は、修正申告後に保育入所課まで連絡してください。

※婚姻等により、家庭状況に変更がありましたら、速やかに保育入所課まで連絡してください。

※保護者の所得金額が33万円未満の方で、利用申込をしたお子さんの祖父母と同居している場合の利用者負担（保育料）は、祖父母の市町村民税により算定するため、「みなし寡婦（夫）控除」の適用対象外となります。